

# 大洲市商店街街路灯撤去事業補助金



市内の商店街内に設置してある街路灯について、老朽化などにより維持管理が困難となっている街路灯の撤去に係る費用の一部を助成します。

#### 1. 補助対象者

・商店街団体

## 2. 補助対象事業

・商店街内に設置してある街路灯(支柱のみも含む)の撤去に関する事業

#### 3. 補助対象経費

・街路灯の撤去(運搬、処分を含む)費(消費税及び地方消費税相当額を除く)

#### 4. 補助金

-----・街路灯1基あたり - 補助率1/2(千円未満の端数切捨て)、補助限度額5万円



### 5. 申請方法・お問合せ先

- ・補助金を申請しようとする方は、申請書類をそろえて下記まで提出してくださ い。
- ・申請様式は、以下の大洲市公式ホームページからダウンロードするか、市役所 商工産業課窓口でお渡しします。
- ・申請の流れと申請に必要な書類については、裏面を参照ください。
- ◇市ホームページ「大洲市商店街街路灯撤去事業補助金について」 URL:https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/shoukou/53924.html

◇〒795-8601 大洲市大洲 690 番地の 1 大洲市役所商工産業課 商工振興係 宛

電話番号:0893 - 24 - 1722 (直通)

受付時間: 8時30分~17時15分(平日のみ対応)



#### 6.申請の流れ

≪提出書類≫ □交付申請書(様式第1号) □商店往構成員名簿 交付申請書の提出 □撤去工事見積書の写し(市内2事業者) 【申請者→市】 □往路灯の位置図及び現況写真 □管理していることを証明する資料 □街路灯撤去に関する同意書(様式第2号)(管理者が異なる場合) 補助金の交付決定 提出書類等の審査を行い、交付決定額を通知します。 【市→申請者】 Ţ 事業の実施 撤去前、撤去中、撤去後の写真が必要です。 【申請者】 ≪提出書類≫ 実績報告書の提出 □実績報告書(様式第11号) 【申請者→市】 □領収書の写し □当該補助事業に係る撤去前、撤去中、撤去後の写真 補助金額の確定 実績報告書の審査を行い、補助金額を確定し通知します。 【市→申請者】 ≪提出書類≫ 補助金の交付請求 □補助金交付請求書(様式第13号) 【申請者→市】 □申請者名義の振込先□座の通帳の写し(見開きページ)

マリスタッグ (市→申請者)

請求書提出から1ヶ月以内に補助金を支払います。

※補助金の交付決定後に、補助金の額が変更となる場合や補助対象経費の20%を超える増減がある場合などは、実績報告書の提出前に、変更承認申請書(様式第5号)、事業を中止または廃止した場合は、中止・廃止承認申請書の提出が必要となります。

#### 注意事項

- ・補助金交付決定前に工事を発注し、着手した事業や申請年度の3月31日までに 工事費の支払いが完了しない事業は対象外となります。
- ・工事見積書は、市内2事業者からとってください。
- ・事業にあたっては、撤去前、撤去中、撤去後の写真が必要となりますので、発注 業者と事前に調整しておいてください。
- ・予算額に達した時点で受付は終了します。